



- I. 中国の商業賄賂に関する最新の法改正
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2018年
8月号

I. 中国の商業賄賂に関する最新の法改正

執筆者: 野村 高志

2017年11月4日に、改正「反不正当竞争法」(以下「新不競法」といいます)が可決・公布され、2018年1月1日より施行されました。これは、1993年に公布された旧「反不正当竞争法」(以下「旧不競法」といいます)の初めての大改正です。

新不競法の改正点は多岐にわたりますが、本稿では、商業賄賂(対公務員ではなく、民間の企業・個人間において成立する)に関連する改正内容について紹介します(公務員に対する賄賂の罪については、刑法385条以下に規定されています)。

【商業賄賂に関する主な条文】

第7条 事業者は財産物品またはその他の手段を用いて次の各号に掲げる組織又は個人に賄賂を贈り、取引機会又は競争優位を得ようとしてはならない。

- (1) 取引相手方の従業員。
- (2) 取引相手方の委託を受けて関連の事務手続を行う組織又は個人。
- (3) 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織又は個人。

事業者は、取引活動において、明示の方法により取引相手方に値引きを行い、又は仲介人にコミッションを支払うことができる。事業者は、取引相手方に値引きを行った、仲介人にコミッションを支払った場合、事実通りに記帳しなければならない。割り引きまたはコミッションを受けた事業者も事実通りに記帳しなければならない。

事業者の従業員が賄賂を贈った場合、事業者の行為と認定しなければならない。ただし、事業者に当該従業員の行為が事業者の取引機会又は競争優位の獲得と無関係であることを証明する証拠がある場合を除く。

第19条 事業者が本法第7条の規定に違反して他人に賄賂を贈った場合、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上300万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、営業許可証を取り消すことができる。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

(1) 商業賄賂の成立要件

新不競法は、商業賄賂を受領した主体(収賄側)について下表のとおり改正を行い、利益供与の相手方を限定列挙し、認定を容易にしました。

旧不競法第8条 ¹	新不競法第7条
ア. 相手方組織	ア. 取引相手方の業務人員
イ. 相手方組織に所属する従業員	イ. 取引相手方の委託を受ける関連事務を処理する単位又は個人 ²
ウ. 取引行為に密接な関係のある第三者	ウ. 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織又は個人 ³

(2) 法律責任の強化

新不競法は、商業賄賂行為に関する法的責任について、行政罰としての罰金を、旧不競法の「20 万円以下」から「10 万元以上 300 万円以下」へと増額しています。商業賄賂に関する取締り・処罰を行う管轄官庁は、工商行政管理局です。

(3) 不正競争の嫌疑にかかわる行為に対する調査

新不競法は、監督検査部門が不正競争行為について調査を行うに当たり、不正競争の嫌疑にかかわる行為に関する財物に対する差押権限、不正競争の嫌疑にかかわる行為に関する経営者の銀行口座の照会権限等を監督検査部門に与え(第13条第1項)、その調査手段を強化しました。

以上の法改正を踏まえて、今後その実施細則にあたる行政規定の制定・公布が待たれるとともに、取締り当局の調査・処罰動向にどのような変化が生じるかに、引き続き注意が必要です。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所(上海)に勤務。2010 年に現事務所復帰。2012-2014 年 東京理科大学大学院イノベーション研究科客員教授(中国知財戦略担当)。2014 年より再び上海に駐在。専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。

¹ ウについては、国家工商行政管理総局が 1999 年に公表した公開回答レターが根拠となります。

² 取引相手方が委託する弁護士事務所、会計士事務所等の専門機構も含まれると解されます。

³ 取引に関係のある行政権力機構及び監督管理機構に属するその管理、監督権力を利用して取引に影響を及ぼす組織及び個人を指し、政府機関人員も含まれると解されます。

Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2018年7月27日】

公益通報者保護専門調査会、中間整理を公表

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/koueki/doc/20180730_koueki_chuukan.pdf

公益通報者保護専門調査会は、公益通報者保護制度に関する中間整理を公表しました。同中間整理の内容につきましては、本ニューズレター2018年7月号の同制度の中間整理案をご参照下さい⁴。

【2018年7月30日】

厚労省、障害者雇用促進制度の在り方に関する報告書を公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00679.html

同報告書は、障害者雇用促進制度の在り方に関して、以下の提言を行っています。

①各企業が、週所定労働時間が20時間未満の障害者を常用労働者として雇用する場合についても、在宅就業障害者支援制度と同様の仕組みを新たに設け、給付金を支給する、②事業者が、障害者の訓練機会を提供する場合には、助成金を給付する、③常用労働者100人以下の企業についても障害者雇用調整金を支給し、障害者雇用納付金の納付義務を課す、④障害者の法定雇用率を単なる計算結果だけでなく、企業の雇用状況や支援機関の体制、障害者実雇用率の現状等を踏まえて設定する、④集中的に障害者雇用調整金の支給を受けている事業主に対する障害者雇用調整金については、法定雇用義務を一定以上超過した場合には支給額を逡減又は停止させ、又は障害者雇用調整金の単位調整額を一定程度減額するといった措置を講ずる。

【2018年8月17日】

金融庁、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180817amlcft/20180817amlcft.html>

同資料は、2018年2月の「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」公表を含めた、金融庁による各種取り組みを受け、各金融機関等の対応状況を取りまとめたものです。

金融庁は、全体的な傾向として、多くの金融機関等がマネロン・テロ資金供与対策の態勢高度化に向けた取り組みに着手しているものの、業態や個社によって、対策の実施状況に差異が認められるとしています。もっとも、各種規程についての従業員理解度の自主点検や取引内容のサンプリング検証、内部監査等を通じた独立した立場からの検証・改善提言等のプロセスが実効的に機能しているかどうか等が課題とされています。

⁴ https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_1807.html



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。